

令和7年神審第31号

裁 決

作業船A定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年12月1日18時33分少し過ぎ

和歌山県下田原漁港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 作業船A

総トン数 19トン

登録長 11.95メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 647キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部の檣上に操舵室を配し、同室中央に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、左舷前部にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた鋼製作業船で、a受審人が1人で乗り組み、作業員1人を乗せ、他船をえい航する目的で、船首尾1.99メートルの等喫水をもって、令和6年12月1日09時00分三重県宇治山田港を発し、香川県高松港に向かった。

ところで、下田原漁港東方沖合には、下田原港南防波堤灯台（以下「下田原防波堤灯台」という。）から080度（真方位、以下同じ。）1,370メートル、070度1,780メートル、092度1.31海里及び102度1.17海里の各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、xほか1人が和歌山県知事から受けた定置漁業免許に基づく免許番号和定第11号と称する漁場区域（以下「11号漁場区域」という。）が設定されて定置網漁業が行われており、11号漁場区域の南東端及び南西端付近には、灯色が黄色、周期が4秒1閃光、光達距離が5.5キロメートルの簡易標識灯が2基設置されていたものの、当時、南東端の簡易標識灯は、修理のため陸揚げ中であった。

発航に先立ち、a受審人は、下田原漁港東方沖合を航行した経験があり、定置網が敷設されていることを知っていたものの、その詳しい状況までは承知していなかったが、定置網は、航行予定海域よりもっと陸岸寄りに敷設されているので、無難に航行できるものと思い、海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム等で11号漁場区域の位置を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、和歌山県串本港に寄港する予定で熊野灘を南下中、画面がまぶしかったのでGPSプロッターの電源を切り、レーダーのみ

を作動させて舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、18時30分少し過ぎ下田原防波堤灯台から082度1.73海里の地点で、針路を232度に定めて自動操舵とし、9.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

こうして、a受審人は、11号漁場区域に向首して接近する状況となって続航し、18時33分少し過ぎ下田原防波堤灯台から094度1.27海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、日没時刻は16時48分、常用薄明の終わりは17時16分であった。

その結果、船首部船底外板に擦過傷を生じ、定置網は囲い網に切損等を生じたが、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、宇治山田港を発航する際、水路調査が不十分で、夜間、下田原漁港東方沖合において、11号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、串本港に寄港する予定で、宇治山田港を発航する場合、11号漁場区域の正確な位置を承知していなかったのだから、海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム等で同区域の正確な位置を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、定置網は、航行予定海域よりもっと陸岸寄りに敷設されているので、無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、夜間、下田原漁港東方沖合において、11号漁場区域に向首進行して定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれ

ぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

神戸地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾